

基発第 0304001 号
平成 21 年 3 月 4 日

三重労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

塩化ビニルばく露作業従事労働者に発生した
「肝細胞がん」に係る業務上外の認定について (回答)

平成 19 年 3 月 19 日付け三労発基第 238 号により協議のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 7 号 18 に定める業務上の疾病として取り扱われたい。

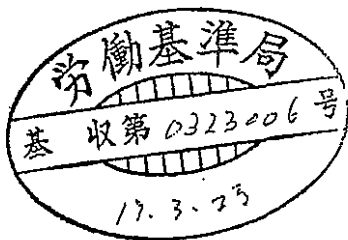
基発第 0304002 号
平成 21 年 3 月 4 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

塩化ビニルばく露作業従事労働者に発生した
「肝細胞がん」に係る業務上外の認定について

今般、標記に関し、三重労働局長から別紙 1 のとおり照会があり、別紙 2 のとおり
回答したので、了知されたい。



三労発基第238号
平成19年 3月19日

厚生労働省労働基準局長 殿

三重労働局長
(公印省略)

塩化ビニルばく露作業従事労働者に生じた「肝細胞癌」
の業務上外の認定について (りん伺)

当局管内において、標記疾病の疑いで下記労働者にかかる保険給付の請求がありましたが、これが業務上外の認定について、昭和51年7月29日付け基発第556号通達「塩化ビニルばく露作業従事労働者に生じた疾病の業務上外の認定について」の記第2の1の(2)に基づく事案でありますので、何分のご教示を賜りたく関係資料を添えてりん伺いたします。

記

- 1 事業場の名称、所在地
████████株式会社 ██████████事業所 (██████████)
- 2 労働者氏名
████████ (昭和 █████ 年 █████ 月 █████ 日生 █████ 歳)
- 3 請求にかかる概要
別紙「████████に係る概要」のとおり
- 4 添付資料
添付資料一覧表のとおり
- 5 当局意見

████████は、塩化ビニルモノマー重合工程における重合缶、脱水機、乾燥機の運転、清掃及び整備の作業等に従事していたものである。

作業は、昭和 █████ 年 █████ 月から昭和 █████ 年 █████ 月までの22年間にわたり、解放状態のもと制御が不十分な中で行われ、塩化ビニルモノマーの暴露を受けたものである。

また、医学的所見について、主治医は「肝細胞癌は原発性である。肝細胞癌発生と業務との因果関係は明らかにあると考える。」と診断している。██████████

これは、労働基準法施行規則別表1の2第4号に示された「塩化ビニルによる疾病」に該当するか疑義があるので、関係資料を添えてりん伺の措置をとるものである。

基発第 0304001 号

平成21年3月4日

三重労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

塩化ビニルばく露作業従事労働者に発生した
「肝細胞がん」に係る業務上外の認定について (回答)

平成19年3月19日付け三労発基第238号により協議のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

労働基準法施行規則別表第1の2第7号18に定める業務上の疾病として取り扱われたい。